

# 《日本スポーツ振興センターについて》

学校の管理下における生徒の災害は、日本スポーツ振興センター（以下センター）法の適用により給付が受けられます。

## 1. 給付の対象となる「学校管理下」の範囲

学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき  
学校の教育課程に基づいて行われる課外授業を受けているとき  
（学校行事、クラブ活動、HR、大掃除、郊外学習、修学旅行など）  
休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき  
通常の経路および方法による登下校中のとき

上記の中にあっても、センター給付対象とはならないもの

- ・禁止されている方法、または学校の承認によらない通学  
（例 学校の承認を受けない単車等の通学、自転車の二人乗りなど）
- ・通常の経路をとらない通学  
（例 下校時まっすぐ家に帰らないで、寄り道をしたときに起きた災害など）
- ・エスケープして学校の外に出た場合
- ・禁止されているような行為をした場合
- ・始業前の著しく早い時間、または放課後の著しく遅い時間  
（学校長が特に認めた場合を除く）

## 2. 給付の対象金額

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5000円以上のものが給付の対象となります。したがって、窓口で支払う金額（医療保険3割計算）の合計が、1500円以上のものについて医療費を給付します。

同一の災害の負傷または疾病についての医療費支給は、初診から最長10年間行われます。給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。

## 3. 給付の手続き

災害発生後（負傷・疾病により医師にかかった場合）、速やかに担任・顧問・保健室へ申し出ること

「災害報告書」作成（生徒本人が記入する）

「医療等の状況」を受診した医療機関の受付で記入してもらい、保健室に提出。

「災害報告書」「医療等の状況」をもとに、学校からセンターに申請。

申請がおりたら、事務室から該当生徒の保護者宛に通知する

## 4. 申請に必要な書類について（②～⑤はHPにてダウンロード可能です）

状況報告・・・災害報告書（保健室）

病院を受診・・・医療等の状況 別紙3（1）

整骨院・接骨院を受診・・・医療等の状況 別紙3（3）

＊病院と整骨院・接骨院では  
用紙が異なります（A4印刷）

病院と薬店が別々の場合・・・調剤報酬明細書 別紙3（7）（薬局で書いて貰う）

装具を作成した時・・・治療用装具明細書別紙 3（7）と領収書のコピー

高額の治療（1ヵ月間で7000点以上）を受けた時・・・高額療養状況の届

（封筒に入れ、氏名・治療年・月を記入する）